

新型コロナ関連 3.19①

令和3年3月19日

会員各位

鎌倉市医師会 会長 山口 泰
公衆衛生担当 理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針及び唾液検体の採取方法について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」及び 唾液検体の採取方法について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3版）」については、令和3年1月26日付（健Ⅱ450F）をもってお知らせしておりましたが、今般、第3.1版が作成された旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたのでご連絡いたします。

第3.1版での改定箇所は、唾液検体の自己採取について、施設等において無症状者に対して幅広く実施する検査において、医療従事者が常に立ち会うことが困難な場合は、実施する施設等の職員が検体採取に関する注意点を理解する上で確認することとされました。

また、これを踏まえ、施設や職場などで新型コロナウイルス感染症検査のために施設職員等の管理下で唾液検体を自己採取する際の注意点が、別添の通りとりまとめられています。

新型コロナ検査における唾液採取の注意点

施設や職場などで新型コロナウイルス感染症検査のために唾液を自己採取する際は、以下の方法で行ってください。

1. 採取前の準備

被検者が所属する施設等の職員（被検者本人とは別の職員、マスクを着用）が、

- ① 検体容器に油性ペンで被検者の名前を記載し、上から透明なセロハンテープ等で保護します。（印字したラベルの貼付も可。）
- ② 被検者が採取の前少なくとも10分間※に飲食（飲水を含む）や歯磨き、うがいを行っていないことを確認します。 ※30分間ほどが望ましい。

2. 採取

施設等の職員の管理下で、被検者本人が、

- ① 検体容器に被検者の氏名が記載されていることを確認します。
- ② 唇を閉じて、口の中に唾液がたまるのを待ちます。
- ③ 容器のふたを開けて唾液を直接滴下します。液体成分が十分量（1～2 mL程度）に達するまで②と③を繰り返します。
※②、③は被検者が職員と向き合わないよう、後ろや壁を向いて行います。
- ④ 液体成分が十分量に達したら、しっかりと蓋を閉め、容器の外面をアルコール綿で拭きます。



泡が少ない
十分量採取されている



泡が多い
十分量採取されていない

3. 保管・輸送

- ① 施設等の職員はマスク及び手袋を装着した上で検体容器を回収し、可能な限り速やかに冷蔵庫（4℃）または氷上に保管します。
- ② 検査実施機関の定める方法により、輸送を行います。